

世界子供白書2014 統計編

# だれもが大切な“ひとり”

格差を明らかにし  
子どもの権利を推進する

unite for  
children

unicef 

世界子供白書 2014 統計編

英語版 2014 年 1 月発行

日本語版 2014 年 3 月発行

著 : ユニセフ (国連児童基金)

訳 : 公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発行 : 公益財団法人 日本ユニセフ協会 (ユニセフ日本委員会)

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス

(電話) 03-5789-2016 (FAX) 03-5789-2036

ホームページ : [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

印刷 : (株) 第一印刷所

The State of the World's Children

© United Nations Children's Fund (UNICEF)

January 2014

UNICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,

New York, NY 10017, USA

ウェブサイト : [www.unicef.org](http://www.unicef.org) (ユニセフ本部)

この白書は国連児童基金 (ユニセフ) が 2014 年 1 月に発表し、(公財) 日本ユニセフ協会が翻訳したものです。

文中の役職名、肩書き等は本書 (英語版) 編集時のものです。

本書の無断転載・複製はお断りします。転載をご希望の場合は、(公財) 日本ユニセフ協会 広報室までお問い合わせください。

表紙の写真 : マリのトンブクトゥにあるバハドゥブ第 2 学校の子どもたち。©UNICEF/PFFPG2013P-0035/Harandane Dicko

5 歳未満児死亡率の写真 :

24、25 ページ (左から順に)

© UNICEF/NYHQ2011-1166/Kate Holt

© UNICEF/SLRA2013-0622/Olivier Asselin

© UNICEF/BANA2011-00477/Naser Siddique

© UNICEF/NYHQ2012-2083/Adam Dean

© UNICEF/UKLA2012-00681/Olivier Asselin

© UNICEF/NYHQ2012-2243/Susan Markisz

世界子供白書2014 統計編

# だれもが大切な“ひとり”

格差を明らかにし  
子どもの権利を推進する

## 目次

序.....	1
数字の裏に見える子どもたちの状況.....	2
〈すべての権利を子ども一人ひとりに〉.....	4
子どもの権利を守るためのデータ.....	6
〈複数指標クラスター調査（MICS）が 網羅する項目〉.....	7
〈新たなアプローチ〉.....	9
語られない物語を伝える.....	10
〈数値と言葉が示すもの〉.....	12
行動の根拠となる事実.....	13
〈変革を促す子どもたち〉.....	15
図：指標の一例と、その指標から分かる 子どもの生活状況.....	18
参考文献.....	20
統計表.....	21





## 序

ユニセフが、子どもの状況の詳細が分かるよう、世界と各国について標準化された統計表を『世界子供白書』として発行するようになって30年が経つ。

子どもの状況についての指標が最初に公表された年から多くのことが変わったが、その基本は変わっていない。「子どもたちの状況をめぐる信頼できるデータを得ることは、子どもたちの生活の向上にとって重要であり、すべての子どもの権利の実現のために不可欠なものである」という考え方である。

データは、世界の22億人の子どもたちのためのアドボカシー（政策提言）や行動を支え続けている。子どもの生活の向上を目指す決定や行動の根拠となる事実を諸政府に示すことによって支えているのだ。そして新たな形でデータの収集・利用を行えば、最も困難な立場にある子どもたちにも投資や支援が届くようにすることができるであろう。

データはそれ自体では世界を変えることはできない。しかし、データは変化を可能にするものである。ニーズを見定めたり、アドボカシーを支えたり、進捗具合を測ることができる。大事なのは意思決定者がデータを利用し、肯定的な変化を起こすこと、そして、そうした義務を負う人たちに、子どもやコミュニティの人たちがきちんと説明責任を求められることができるよう、データをいつでも利用可能にしておくことである。

◀ ウズベキスタンのコンリクール地区で、身長と体重を測ってもらう3歳のエルラン君。  
© UNICEF/NYHQ2011-1680/Giacomo Pirozzi



▲ カンボジアの学校で列に並ぶ女子生徒たち。© UNICEF/CBDA2010-00264

## 数字の裏に見える子どもたちの状況

本論に続く統計表に着目していただきたい。数字が縦横に、小さな文字でずらりと並んでいる。純然たる記号にまで単純化されているが、これは国の現在と未来の姿、即ち子どもたちの姿である。視線を表の列から列へと移していくと、子どもたちの生活の様相が明らかになってくる。子どもたちがどのような環境で生まれ、どのように育てられ、どのように成長し、学習し、どのように働き、他の人たちとつながっていくか、どのようにして世界の中で生き抜いていくかが見えてくるはずだ。

ひとつだけ国を選んでみてほしい。どの国でもよい。出生登録の割合はどのくらいだろうか？ それにより、何人の子どもたちが公式にアイデンティティを認められ、そこから派生する様々なサービスや保護を受ける権利、市民権を行使する権利を得ているのだろうか？ それを見ていただきたい。

どれだけの子どもたちが生まれて1年以内に命を失っているのか、そしてどれだけの子どもたちが5歳の誕生日を迎える前に亡くなってしまうのか？ そして5歳まで生きることができた子どもたちの平均余命はどれくらいなのか？ 子どもたちは、幼くか弱い彼らに襲いかかる病気から身を守ってくれるワクチン接種や投薬を

受けているのだろうか？

子どもたちは、心身の健全な発達に必要な栄養を摂取しているだろうか？ 飲んだり洗ったりするのに適切な水や、安全で衛生的なトイレを使うことができるのだろうか？

初等学校に就学できるのは何パーセントで、中等学校まで進学できているのはどのくらいか？ どれだけ子どもたちが、子どものうちに就労または結婚させられているのか？ HIV感染から自分の身を守るための知識を十分に備えて思春期を迎えているだろうか？

過去20～30年の間に、とてつもなく大きな進展があったことをデータは示している。

- ・もし死亡率が1990年時点のレベルにとどまっていたならば命を失っていたであろう約9,000万人の子どもたちが、5歳より長く生きることができるようになった<sup>1</sup>。
- ・はしかによる5歳未満の子どもの死亡数は2000年の48万2,000人から2012年には8万6,000人にまで減少した。これは1980年には16%であった予防接種率が、2012年には84%まで増加したことによるところが大きい<sup>2</sup>。

・栄養面での改善により、発育阻害の割合は、1990年時点より37%減少した<sup>3</sup>。

・初等学校への就学は後発開発途上国においても上昇した。後発開発途上国では、1990年には、初等学校に入学した子どもの割合は53%のみであったが、2011年には81%にまで向上した<sup>4</sup>。

・1990年以来、19億人近くの人たちがより改善された衛生設備を利用できるようになった<sup>5</sup>。

しかし、もう一方で、統計表は子どもの権利の侵害が続いていることを証言している。

・2012年には660万人あまりの子どもが5歳未満で命を失ったが、その多くは予防可能な原因によるものであり、それは生存と発達という基本的な権利が実現されなかったことを示している。

・世界の子どもの15%が児童労働に従事しているが<sup>6</sup>、これは経済的搾取から保護される権利、学習や遊びの権利が侵害されている。

世界で最も貧しい子どもたちは、最も裕福な子どもたちに比べ、専門技能者が付き添う出産で生まれる可能性が

# 2.7倍

低い。



- ・女子の11%が15歳を迎える前に結婚し<sup>7</sup>、健康、教育、保護を受ける権利が阻まれている。
- ・家庭や学校で子どもが暴力的なしつけを受けるのは、残酷で尊厳を無視するような罰を受けない権利の侵害である。

統計表はまた、利益と剥奪が不均等に分布されていることを示し、格差や不平等を明らかにしている。子どもに与えられる機会は、その子どもが属する国が豊かか貧しいか、女子と男子のどちらとして生まれたか、家族が裕福か貧しいか、また居住地が農村部か都市部か、同様に住

## すべての権利を子ども一人ひとりに

「子どもの権利条約」を作成するにあたり、国際社会は、子どもがおとなと同じように尊重されるべき権利の持ち主であることを認めた。



子どもの権利条約の4つの主な基本原則：

### 差別のない処遇、すなわち普遍的適用

すべての子どもは、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見もしくはその他の意見、国や種族あるいは社会的出身の違いや、財産、心身障がいの有無、出生または他の地位にかかわらず、みんな平等にこの条約に定める権利をもっている。(第2条)

### 最善の利益

子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最もよいことは何かを第一に考えなければならない。(第3条)

### 生命・生存・発達

すべての子どもは生命に対する権利をもっている。身体や心、知能、道徳、精神、社会面において可能な限り最大限に、生存および発達する権利をもっている。(第6条)

### 子どもの意見の尊重

子どもは、自分たちに関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっている。子どもの意見は、子どもの発達に応じて十分に考慮されなければいけない。(第12条)

◀ 南スーダンの西バハル・アル・ガザール州のワーウ病院で生まれた新生児  
© UNICEF/NYHQ2011-0453crop/Veronique de Viguerie



まいが富裕層の居住地域にあるのか貧困地域にあるのかなどによって異なる。

毎日命を失う、およそ1万8,000人の5歳未満児の多くは、貧困や地理的条件のためにサービスを断たれている都市の一部や農村部の地域の

子どもたちである。こうして失われた命の多くは、すでに証明済みの手段とわずかな費用で救うことができたはずの命である。

下痢性疾患は経口補水塩で効果的かつ低費用で治療することができるのにもかかわらず、下痢

「子どもの権利条約」は子どもの権利を明示し、また批准国にその尊重・保護・実現を義務づけることにより、データの収集・分析・発信を強く促すものとなっている。

子どもは、生存し、最大限可能な発達を遂げるために、健康上のケアや栄養に富む食物、精神を育み有用な知識や技術を培う教育、暴力や搾取からの解放、遊ぶ時間と空間などを必要とする。そのため生命、生存、発達の権利は、これが実現可能となるよう、広範囲にわたる指標が必要となる。

差別や不平等と闘うには、差別を受けたり、サービスや機会の提供から排除されたりしている子どもたちを探り出す必要がある。そのため、「子どもの権利条約」の施行状況を審査する「国連子どもの権利委員会」は、データを年齢、性別、居住地が都市部にあるのか農村部にあるのかの分類、マイノリティまたは先住民集団への帰属、民族、宗教、障がいおよび「適切と考えられるそのほかの分類」に応じて区分して扱うことを強く奨励している<sup>8</sup>。

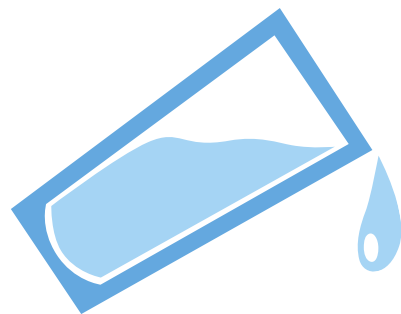
同委員会はさらにデータは収集するだけでは不十分であると強調した。問題を識別し政策に生かすにはデータは分析され、公に発信され、また子どもの権利の実現における進捗の評価にも利用される必要がある<sup>9</sup>。

「子どもの権利条約」に保障されている「意見を述べる権利」は、子どもの生活に影響を及ぼす決定を下すおとなに対し、子どもの意見に然るべき敬意と配慮をもって彼らの声を深く真摯に聴くことを求めている。そのため、子どもにも調査研究に参加する安全で有意義な機会ならびにデータ収集・分析の成果にアクセスする権利が必要である。

ニジェールでは都市部に  
住む世帯の100%が改善  
された飲料水源を利用  
できるのに対し、農村部に  
住む世帯ではそれが

39%

にとどまっている。



による5歳未満児死亡率が高い国では、最も裕福な家庭の子どもが下痢性疾患にかかった場合に治療を受けられる割合は、最も貧しい家庭の子どもと比較して4倍も大きい<sup>10</sup>。また世界全体では1990年以来、改善された飲料水源を利用できる人口が21億人増加した<sup>11</sup>一方で、この進歩は農村部に住む多くの人たちが恩恵を受けられないまま達成されたものであった。恩恵を受けられなかった農村部の人々の数は、世界人口でいえば半数以下であるものの、安全な飲料水源を利用できない人の83%を占めている。

データは、平均値として覆い隠されてしまうような格差を明らかにすることができ、今までサービスが届いていなかった人たちのもとに支援を向けるのに役立ち、排除という誤った行動を正すことができる。支援と機会をよりの確に絞り込むことができれば、それがもたらすインパクトはさらに大きくなるはずである。

### 子どもの権利を守るためのデータ

2014年11月には「子どもの権利条約」採択25周年記念を祝い、2015年にはミレニアム開発目標 (MDGs)の達成期限を迎えることとなる。いずれの機会も、子どものために達成された進歩を祝うと同時に、いまだに権利が実現されずにいる何百万人もの子どもたちに支援を届ける

ため、約束を新たに作る機会となるであろう。

データは、この進歩を達成するのに重要な役割を果たしてきており、世界の22億人の子どものうち最も不利な立場にある子どもたちを特定し、彼らが直面している障壁を理解し、あらゆる子どもの権利の実現を可能とするイニシアティブを設計・モニタリングする上でも極めて重要なものである。

データという証拠があるおかげで、子どもの権利を守るという約束がきちんと守られているかどうかの評価が可能となり、約束を守ろうという決意に拍車をかけた。それは子どもたちがどのような現実と直面しているのかを人々が理解する上で役立ち、現状改善を後押ししたのである。

1989年11月20日の国連総会で「子どもの権利条約」が採択された際、データの重要性が新たに認識された。子どもの権利が成文化され、その履行を約束するにあたり、同条約の批准国は自国の子どもの状況を報告する義務を負ったのである。翌年9月に「子どもの権利条約」が発効すると、「子どものための世界サミット」に参加した指導者たちは、2000年までに、子どもの生存と発達、教育、保護を改善するため、具体的な目標を設定した<sup>14</sup>。2001年には、8つのミレニアム開発目標が採択され、よりグロー

(10ページにつづく)



## データに見る前進



携帯電話の技術を使い、疾病の発生に迅速に対応できるようになった。



MICS（複数指標クラスター調査）とDHS（人口保健調査）では、試験的に、調査対象の世帯が使っている水の大腸菌検査を採り入れた。



血液検査のような客観的な検査・測定を行なうことで、疾病の有無をモニターすることができる。



## 新たなアプローチ

新たなツールやパートナーシップによって、データの収集・共有方法が新しく生み出され、また場合によっては古くからの仮定が検証し直される場合もある。

費用対効果が高く、定期的かつ標準化された水質検査が存在しないことから、世界保健機関（WHO）とユニセフは、安全な飲料水を手に入れることができるかどうかの指標として、「改善された水源の利用」を挙げている。保護された井戸があれば水が安全である可能性は増すものの、最近までそれは確実性を欠いていた。しかし今日では迅速で低価格な新水質検査キットが入手可能となったため、MICSおよび人口保健調査（DHS）では実際に家庭で使っている水の大腸菌検査を試験的にモジュールの中に採り入れている<sup>12</sup>。

同様に、世帯調査ではHIV感染率、その他の保健指標の推計値をより正確に出すため、客観的な測定法を採用している。以前は、HIV感染率の推定は主に出産前ケアを受ける妊婦をモニタリングする定点観測調査に拠っていた。しかし、2001年、マリでは、実際のHIV検査を調査に導入した。また、国の人口全体を代表するサンプリング（ここには男性も含まれる）に基づくHIV感染率の推定が可能となった。これにより、国連合同エイズ計画（UNAIDS）や各国政府は公式のHIV感染率の推定値を修正し、この疾患の社会的・人口学的・行動学的側面への理解を深めることができるようになった<sup>13</sup>。

携帯電話関連の技術により、子どもに影響を及ぼす事柄についての調査や対応にかかる時間を短縮することができた。ウガンダで使われている健康管理情報システムM-Tracは、行政の公衆衛生担当者に、医療従事者が疾病の発生を知らせるシステムで、保健施設にどれくらいの医薬品が残っているかの在庫状況も知らせることができ、医薬品不足を回避できるようになっている。またウガンダにはU-report（ユー・レポート）というテキスト・メッセージ・サービスがあり、一般の人たちがサービスの提供に関して匿名で苦情を寄せることができる。

その他にも、衛星画像、交通センサー、ソーシャル・メディア、ブログスフィア、オンライン検索ツール、モバイル・バンキング、ホットライン・サービスなど、忙しい現代生活に対応したツールがあり、有用な情報を得る努力が行われている。「ビッグ・データ」の中から有用な情報を掘り出し、政策立案者に対して、人々の福祉や健康についての有用な情報を提供したり、脆弱なところに焦点を置く手助けをしているのである。

ツールや手法が異なっているのは、異なる目的のために使うからである。リアルタイムのデータを収集する革新的な技術が、グローバルなイニシアティブのモニタリングに適合しているとは限らない。これは、国と国との比較、長い時間をかけて比較したデータ、それも標準化された書式のデータが必要だからである。しかし、上記に挙げた試みは現地レベルでの問題解決に寄与する可能性も有しているのである。

◀ シリア難民を受け入れているヨルダンのザータリ難民キャンプで、蛇口から水を飲む少女  
© UNICEF/NYHQ2013-0667/Shehzad Noorani

タンザニアの最貧困層で、  
出生登録される子どもは

4%

これに対して最富裕層で  
は56%が出生登録されて  
いる。



(6ページからのつづき)

バルな形で目標設定が強化された。ミレニアム開発目標には特定の目標値が設定され、2015年までモニタリングを要することになったのである。

画期的ともいえる、国際公共政策でのこの出来事は、なんとしてでも子どもの権利を守ろうとする意思の表れであった。しかし、進捗状況を把握し、以後の方向性を決めるには、データが必要であった。それも、各国間や経年で比較できるデータである。ユニセフは、保健分野のミレニアム開発目標の実現に向けて、世界の進捗状況をまとめる役割を担った。

モニタリングには、国家機関、多国間組織、機関間組織、大学やNGO（非政府組織）など多くの組織が関わっている。ユニセフは、複数指標クラスター調査（MICS）を開発し、これは各国の統計局が実施している。

モニタリングの重要性はいくら強調しても強調しすぎることはない。それは政治的舞台で確約された事柄が、子どもたちの生活の場である各家庭、診療所、学校や路上においていかに尊重されているかを示してくれるからである。モニタリングにより、信頼できるデータが効果的に発信され、賢明に利用されれば、権利の否定がそのまま見過ごされることはなくなるはずである。

## 語られない物語を伝える

統計に含まれてはじめて、子どもたちは目に見える存在となる。その存在が認識されることにより、子どもたちが抱えるニーズに対処し、権利を前進させることが可能となる。

例えば、2010年にコンゴ民主共和国で実施されたMICSでは、子どもの出生登録が28%にとどまっていることがわかった。ユニセフの「公平性のある成果を目指すモニタリング・システム（Monitoring of Results for Equity Systems）」の枠組みに則した迅速調査では、「公式なアイデンティティを保持する権利」が確保されないことは、保健、教育、その他のサービスへのアクセスが断たれるなど、さらなる剥奪を引き起こすことが明らかとなった。

コミュニティを巻き込んで作成・実施された行動計画は出生登録の急増につながった——ある地区の出生登録は、2012年6月の6%から2012年12月には41%になった。妊産婦も恩恵を受けた。少なくとも4回にわたり出産前ケアを受けた妊産婦の割合は、6カ月前はわずか16%であったのが58%に達した<sup>15</sup>。

しかしながらすべての子どもがデータに反映されているわけではなく、またデータに反映されないということは永続的に見えない存在、声の



ない存在であり続けるということ以外の何物でもない。これは子どもにさらに大きなリスクを負わせることになる。データから取りこぼされたり、見過ごされがちになる集団は、施設や一時的な住居に住む子どもたち、こう留されている子どもたち、路上で生活したり働いたりしている子どもたち、障がいのある子どもたち、人身売買された子どもたちや移民、国内避難民や難民の子どもたち、そして遠隔地に住んでいる、

あるいは遊牧や牧畜の生活様式を続ける少数民族の子どもたちである<sup>16</sup>。

こうした子どもたちの多くは何重もの差別と剥奪を経験している。収集されたデータをさらに分析し、例えば障がいやこう留、移民などの理由による差別・剥奪が、豊かさ、性別、居住地域に起因することを明らかにせねばならない。

▲ ヨルダンのラムサにある施設で、お絵かきのプログラムに参加するシリア難民の子どもたち  
© UNICEF/NYHQ2012-0197/Giacomo Pirozzi

以前は対象とされていなかった子どもたちに関してもデータ収集の範囲を広げる努力がなされている。その例として、ユニセフと「障がい者の統計に関するワシントン・グループ」に属するパートナー団体は、障がいのある子どもたちを見つけ出し、彼らが直面するさまざまな剥奪の実態を把握するためのツールを開発している<sup>18</sup>。

その他にも、最近まで政策立案者がその重要性をほとんど顧みなかった子どもの早期ケアのように、これまで見過ごされてきたものの中には、より大きな関心を向けるべき問題がある。神経生物学的研究によると、子どもが小さい頃に受けた悪い影響は、おとなになってからも引きずることが分かっている。例えば、小さいうちに健康・栄養状態に問題がある子どもは、これが学習能力に影響し、引いてはその後の生計を立

## 数値と言葉が示すもの

量的データとは、例えば学校に就学する子どもの割合、ある病気の発生件数、若者がHIVにさらされるリスクを減少させるための知識がどれだけあるかなど、あらゆる事象を表す数値をいう。一方、質的データは掘り下げた内容の面接調査や観察、または写真や地図などの視覚的情報からとったデータである。

量的データは世帯構成員の宗教・民族的背景と職業、住居の部屋数、床・屋根・壁などに使用されている素材について尋ねたり、電気が通じているか、ベッド・テーブル・自転車などを持っているかどうか、またその世帯が土地や家畜を所有するかなど「豊かさ」のような基礎的指標の作成に用いられる。子どもたちが諸権利全般を享受しているかどうか、格差を測る際に使用されている豊かさの五分位数はこの合成指標に基づくものである<sup>17</sup>。

量的データと質的データは相互に補完しあうことで、子どもの現実的な状態についての詳細部分や微妙な部分を提示してくれる。その一例

として、エチオピア、インド、ペルーおよびベトナムで長期にわたり行われた子どもの貧困研究『ヤング・ライヴズ (Young Lives)』を挙げることができる。同研究は1万2,000人の子どもについての世帯調査（3年毎に実施）に、インタビューや子どもの日記、子どもたち自身が案内する自宅周辺地域の視察などによる事例研究を組み合わせ、子どもが置かれた社会経済的状況やサービスへのアクセスを聞き出し、子どもがどのように時間を過ごし、今の自分があるのはどうした経験があったからだと思うのか、またそれについてどのように感じ、どのような目標を達成したいと願っているのかなど、広範囲にわたるテーマを掘り下げている。

世帯調査データからは子どもの状況が見えて来ると共に、事例研究に基づく質的データからは、ひとりの子どもの視点を通して、子どもたちの生活に影響を及ぼす特定の問題点が見えてくるのである。



てる能力も損なわれる可能性がある<sup>19</sup>。

表14で扱われている「子どもの早期ケア」のデータはMICSがこのテーマについての世帯調査を開始した2000年から徐々に蓄積されたものである。それでも、これらについて信頼のおけるデータをもつ国の数は、他の表で扱われている既存のテーマに関するデータの場合と比べて3分の1にとどまっている。

問題の中には、例えば子どもへの暴力や女性性器切除/カッティングのような有害な因習など、デリケートな性質のものがあり、データ収集を難しくしている。調査の対象であったり調査に参加していたりする子どもの安全を確保するため、慎重さも求められる。

2011年、国連子どもの権利委員会は子どもへの暴力の根本的原因に関するデータが存在しないことを指摘した<sup>20</sup>。そのため、不足データを集める努力がなされている。政府、ユニセフ、その他の関係者たちが、国レベルあるいは多国間での調査を開発、実施しているのである。その例としてはカンボジア、ハイチ、ケニア<sup>21</sup>、マラウイ、タンザニア<sup>22</sup> ならびにジンバブエで最近行われた調査が挙げられる。さらに多くの国々が、子どもに対する暴力に関する調査を実施する予定である。

女性性器切除/カッティングに関しても新たなデータが収集されている。2013年、ユニセフは、15歳未満の女子に関する新たなデータのほか、女性性器切除/カッティングの実施率が最も高い29カ国のデータを要約・分析した最初の報告書を発行した<sup>23</sup>。国連総会は前年、女性性器切除/カッティングの廃止に向けたグローバルな取り組みの強化を要請した決議を行っているが、ユニセフはこの動きを実現するための有用なツールを提示したことになる。同決議は、統一された手法と基準のもとにデータを収集すべきだと強調している<sup>25</sup>。子どもたちの状況の前進により調査研究の領域の拡大も可能となった。より多くの子どもたちが5歳の誕生日を生きて迎えられるようになり、多くの家族や国々がより豊かになったことで、調査の着眼は生存や基礎保健の先を見据え、子どもの発達や生活の質に貢献する多くの要因まで含むようになった。

## 行動の根拠となる事実

子どもの権利と幸福は、ミレニアム開発目標の達成期限である2015年以後も国際社会が設定する目標の中心にあるべき事柄である。

価値ある目標が設定され、それが達成されるか否かを左右する要因は様々であろうが、その中でも重要なのが、開発に関する意思決定

(16ページにつづく)

ウクライナでは、自宅に本がある子どもは、**裕福な子ども(99%)**、**貧しい子ども(93%)**と、ほぼ同じ割合である。



“近隣の地域には多くの  
支援が必要なため、私  
たちの声を聴いてもら  
う必要があったのです”

—— キャサリン、17歳。アルゼンチ  
ンのデジタル・マッピング・プ  
ロジェクトに若者たちが参加し  
た理由を聞かれて



## 変革を促す子どもたち

子どもの生活は子どもたち自身が一番よく分かっている。子どもたちは、その声を聴いてもらう機会さえ提供されれば、物事の根拠を立証したり補強することができ、有用な知識をもたらすことができる。子どもたちはまた、調査研究によって得た知識を活用し、自分たちのコミュニティに変化をもたらす力も持っている。

その一例として、2012年のモンスーンの頃、事故防止策をしていなかった灌漑地域で多くの子どもが溺死したインドのカルナータカ州クンダプーラの事例が挙げられる。子どもの人権擁護を推進する非政府組織 (NGO) CWC (Concerned for Working Children=働く子どもたちを守る) の報告によれば、その雨害の中を生き延びた子どもたちは、この死亡事故を教訓にコミュニティ内にある危険区域を示す地図作りに取り組んだという。その過程で彼らは、灌漑用の池や水路の多くは、子どもたちが頻繁に通行する道のすぐ脇に、地方政府への申請なく作られていたことに気づいたのである。その発見により、安全柵、看板・標識、その他、灌漑用池に子どもたちが入り込まないようにする、低価格の安全対策が義務付けられた。2012年、それ以降の新たな事故は報告されず、また2013年のモンスーンでも、人口37万7,000人を超える同コミュニティでの事故報告は1件もなかった。

データ収集における革新は子どもの参加に新たな道を開いている。ユニセフ、マサチューセッツ工科大学、PLOTS (Public Laboratory for Open Technology and Science=開かれた技術と科学のための公共研究所) およびInSTEDD (Innovative Support to Emergencies, Diseases and Disasters=緊急、疾病、災害への革新的支援) は共に、モバイルアプリケーションを活用し、リアルタイムでデータ収集が出来るマッピング・プラットフォームの開発に取り組んでいる。ブラジルのリオデジャネイロとハイチのポルトープランス

にある低所得コミュニティでは、若者たちが地理情報システム (GIS) アプリを搭載した携帯電話を用いて、位置情報付きの写真を撮影し、地域の問題を記録してきた。リオデジャネイロでは、こうした自警活動が、山積みされたゴミの撤去や橋の修復という成果につながった。リオデジャネイロとポルトープランスの若者たちによる活動は現在も継続されており、2013年後半までに、このプログラムはアルゼンチンのブエノスアイレスまで広がっている<sup>24</sup>。

これらは、子どもたちにとって意味がある成功例といえる。子どもたちはデータを活用し、彼らが属するコミュニティ全体が利用するインフラ設備やサービスの向上を図っているだけでなく、彼ら自身の状況をも改善しているからである。その過程で、子どもたちはエビデンスのもつ力を学ぶとともに、自分自身の権利のために声をあげる自信も獲得しているのである。

以上の事例は、重大でありながらも比較的取り組みやすい問題である。これとは違い、虐待などの問題では、困難を要することも多く、そうした場合は子どもたちを保護する必要もある。調査研究に参加する子どもたちは、知と変革の担い手であると同時に、弱く、支えを必要とする存在でもある。子どもたちは安全だと感じ (実際に安全でなければならない)、耳を傾けてもらえると感じなければならない。したがって、参加型調査研究に携わるおとなは子どもたちの安全とプライバシーを守る義務を負っているのである。虐待された経験を打ち明けた子どもが加害者による報復の危険にさらされること、あるいは心に傷を残す衝撃的な出来事を経験した子どもが、必要以上にその出来事について話すよう無理強いされることがあってはならない。リスクを冒すに値するのは、それが子どもたちに利益をもたらす場合のみである。

◀ ハイチ、ポルトープランスにて、放置自動車の位置情報付き写真の撮影準備をする若者たち  
© UNICEF/NYHQ2012-0915/Marco Dormino



ブルキナファソでは、女性性器切除/カッティングを受けた15～49歳の女子および女性は**76%**にのぼるが、この慣習が続くことを望んだのはわずか**9%**であった<sup>26</sup>。

(13ページからのつづき)

を行う人たちが根拠となる事実留意し、貧しく、排除された子どもたちやコミュニティの声に真摯に耳を傾けられるか否かであろう。

幸い、意思決定者たちには、世帯調査により重要な証拠が提示されている。世帯調査は多くの人々を対象としており、彼らの実際の経験を基に、信頼性が高く、標準化された比較可能なデータがとられているからである。調査研究、その結果に行われるアドボカシー活動への子どもや若者の参加が増加しつつある。

子どもや彼らが所属するコミュニティには、自分自身の生活に関する情報を提供され、生活に影響を及ぼす決定に参加する権利がある。情報を得る権利と参加する権利はそれ自体、人々が求めるべき重要な権利なのである。これらは開発プログラムをより効果的にするものでもある。データは決定の根拠となり、行動を評価するもととなる。そして、情報と参加は人々に変化を求める

ための力を与え、履行責任者たちに実施を促すことができるのである。

排除をなくすには、包括的なデータをもたなければならない。子どもやその家族がどのような剥奪を経験しているのか、データ収集の範囲、利用可能性、信頼性を向上させるため、データの収集・分析ツールは常時修正され、また新たに開発されている。これには持続的な投資とコミットメントが必要である。

データは子どもたちの状況が前進しつつあることを示してくれる一方で、いまだ格差が残ることをも示している。データは最も大きな危険にさらされている子どもたち、すなわち存在が見えてこない、社会の支援が届いていない子どもたちがいることも示している。すべての子どもがその権利を完全に享受する機会を確実に与えられるか否かは、官界から草の根にいたるまでのあらゆるレベルの意思決定者にかかっているのである。



▲ グアテマラのコパン市の保健所で娘に母乳を与える女性と保健師  
© UNICEF/NYHQ2012-2245/Susan Markisz

ウガンダのムラゴ病院で携帯届出システム  
(MobileVRS) により発行された出生証明書と子  
ども  
© UNICEF/UGDA201300588/ Michele Sibiloni



## 指標の一例と、その指標から分かる子どもの生活状況

**① 低体重/発育阻害/消耗症：**栄養状態が良好な子どもは、学習成果があがり、おとなになるまで健康に育ち、自分自身に子どもができた場合も、その子によりよい人生のスタートを切らせることができる。子どもが栄養不良かどうかは、年齢相応の体重や身長に成長しているか、身長相応の体重があるかどうかで見分けることができる。

**② 殺虫剤処理を施した蚊帳の使用：**この蚊帳はマラリア予防に重要な役割を担っている。毎晩就寝時にこの蚊帳を使用することで5歳未満の子どもの死亡数を約20%減少させることができる。

**③ 暴力的なしつけ：**親や、子どもの面倒をみる人たちの多くは、いまだに体罰や精神的な威圧をもって子どもの行いを正そうとするが、これは子どもの人権の侵害である。

**④ 改善された飲用水源と衛生設備を利用する人：**人々には安全で十分な飲料水と衛生設備を手に入れる権利がある。これらが欠如すると、死や疾病につながる可能性があり、その傾向は特に子どもたちに多く見られる。汚染された飲料水、衛生設備の欠如、不衛生な環境に起因する下痢性疾患によって、毎日、平均1,400人以上の子どもたちが命を失っている。

**⑤ 出生登録：**すべての子どもには「アイデンティティ（身元関係事項）を保持する権利」がある。出生登録をしていない場合、他の子どもと同等のサービスや保護を受けられない可能性がある。

**⑥ 予防接種の実施：**ジフテリア、百日咳、破傷風、小児結核、ポリオおよびはしかの予防接種は何百万人もの命を救い、数え切れぬほどの子どもたちを疾病と障がいから守り、貧困の削減に貢献してきた。これは公衆衛生

分野の中でも、最も重要で費用効率の高い支援のひとつである。

**⑦ 完全母乳育児：**生後6カ月までの乳児にとって必要な栄養はすべて母乳でまかなえる。完全母乳育児は乳児に理想的な栄養を提供できるばかりではない。完全母乳育児のもとで育った子どもは、下痢や急性呼吸器感染症（肺炎）、その他の疾病により死亡する確率が大幅に低い。また母乳育児は、乳児の免疫システムを支えることも分かっており、おとなになってからも、肥満や糖尿病といった慢性疾患から身体を守るとされている。

**⑧ 肺炎および下痢に対するケア：**肺炎や下痢は子どもの命を奪う主要な疾患である。2012年に亡くなった推定660万人の5歳未満児のうち、17%は肺炎、9%は下痢によるものであった。亡くなった子どもの多くは、最も貧しい国や地域、そして社会の中でも最も不利な立場にある子どもたちの間に集中していた。ところが、肺炎や下痢の治療費は決して高くなく、治療効果も高いのである。

**⑨ HIVについての包括的な知識：**2012年に新たにHIVに感染した人々の約3分の1は、15～24歳の若者であった。若者には「知る権利」があり、それをもって自らを守ることができなければならない。

**⑩ 専門技能者が付き添う出産：**2010年に30万人の妊産婦が命を失い、2012年に1カ月未満の新生児が300万人近く亡くなった原因には、妊娠中および分娩時のケアの不足があげられる。母親と新生児の双方にとって最良の結果を出すには、専門技能をもった医師、看護師あるいは助産師が出産に付き添うべきである。

**⑪ 初等および中等教育への就学：**数十年にわたって数々の約束が表明され、その履行が

再確認されてきたのにも関わらず、2011年には初等教育就学年齢にあたる約5,700万人あまりの子どもが就学することができず、質の高い教育を受ける権利を享受できていなかった。世界全体では、中等教育就学年齢で中等学校に在籍している子どもは男子では64%、女子では61%にとどまり、これが後発開発途上国では男子で36%、女子で30%となっている。

**⑫ 若者および成人の識字率：**基礎的な読み書き・計算能力は個人の幸福と社会の発展に不可欠なものである。

**⑬ 児童労働：**多くの子どもは家計を助けるために危害や搾取を伴わない方法で就労している。しかし、その他の何百万人もの子どもたちが教育の機会や喜び溢れる子ども時代を奪われ、身体・精神面で健全に発達する権利を侵害されるような労働条件下で働かされている。

**⑭ 情報メディアの利用：**情報メディアは、子どもや若者たちが、自らの考えを表現し、他者とつながる機会がもてるよう、情報や機会を提供している。しかし、他方では、不適切な内容や好ましくない接触の機会を、子どもたちに提供してしまうこともある。

**⑮ 10代の妊娠：**若年期の妊娠は、まだ体が成長しきっていない少女の健康や将来への展望を阻害することがある。学校教育を修了できなかったり、経済的自立が可能な仕事に就けなくなったりして、若年期に出産した女性たちは、自らの子ども共々、貧困から抜け出せなくなる可能性がある。

